

滯納支部会費徴収整理細則

滞納支部会費徴収整理細則

東京税理士会武蔵野支部

(趣旨)

第1条 この細則は、支部規則第47条の2の規定に基づき、滞納支部会費の円滑な徴収及び整理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において、滞納支部会費とは次のものをいう。

1. 支部規則第38条第2項に規定する納期までに会員が納付すべき支部会費のうち、前事業年度末日において納付されなかった会費
2. 支部規則第39条第2項に規定する支部総会の議決による納期までに会員が納付すべき支部特別会費のうち、前事業年度末日において納付されなかった特別会費
- 2 この細則において、支部会費滞納者とは、前項に規定する滞納支部会費がある会員をいう。
- 3 この細則において、未納支部会費とは、会員が当該事業年度において納付すべき支部会費及び支部特別会費のうち納付されていない支部会費及び支部特別会費をいう。
- 4 この細則において、滞納支部会費等とは、第1項に規定する滞納支部会費及び前項に規定する未納支部会費をいう。
- 5 この細則において、滞納期間とは、第1項に規定する滞納支部会費がある期間をいい、事業年度単位で計算する。この場合、納付すべき支部会費（支部特別会費を含む。）の全額が納付されていない事業年度を1事業年度とする。

(督促等)

- 第3条** 支部長は、支部会費滞納者に対して、滞納支部会費の納付の督促をしなければならない。
- 2 支部会費滞納者から支部会費の一部について納付があったときは、滞納支部会費の発生順に納付されたものとして取り扱う。

(支部会費滞納者の現況調査等)

第4条 支部長は、毎年5月末日現在における滞納支部会費について、納付の意思確認調査を行い、支部会費滞納者の氏名又は名称、事務所の所在地、滞納期間及び滞納額等について、支部会費滞納者の現況書（第1号様式）を作成するものとする。

(内容証明郵便による督促)

第5条 支部長は、支部会費滞納者に対して内容証明郵便（電子内容証明を含む。以下同じ。）を支部規則第9条第1項に規定する事務所へ送付する方法をもって督促し、年1回以上これを継

続する。

- 2 前項に規定する方法によることができないときは、公示の方法によって行う。
- 3 前項に規定する公示の方法による内容証明郵便の送付は、支部長がその内容証明郵便を保管し、これをその内容証明郵便の送付を受けるべき支部会費滞納者に交付する旨を本支部の事務所又はホームページに掲示して行う。この場合において、掲示を始めた日の翌日から起算して14日を経過したときに、その内容証明郵便は支部会費滞納者に到達したものとみなす。
- 4 支部長は、前項に規定する掲示後、支部会費滞納者から滞納支部会費及び督促に関する照会があったときは、保管している内容証明郵便を交付する。
- 5 支部長は、第3項に規定する掲示期間終了後、支部会費滞納者から前項に規定する連絡があったときは、保管している内容証明郵便を交付する。

(法的措置)

- 第6条** 支部長は、前条第1項に規定する督促をしてもなお滞納支部会費が納付されないときは、必要に応じ、当該支部会費滞納者に対して滞納支部会費の全額につき、訴えの提起（少額訴訟を含む。）、支払督促の申立てその他の法的手続（以下「法的措置」という。）を講ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、支部長は、支部会費滞納者の滞納期間が2事業年度となったときは、速やかに法的措置を講じ、債権額を確定するものとする。
 - 3 支部長は、第1項に規定する法的措置を講じたときは、支部会費滞納者に対する法的措置報告書（第2号様式）により、速やかにその顛末を本会会長に報告するものとする。
 - 4 支部長は、本会会長に支部会費滞納者に関する共同法的措置申請書（第3号様式）をもって申請し、本会会長が必要があると認めたときは、第1項に規定する法的措置を本会と共同して行うことができる。

(強制執行)

- 第7条** 支部長は、前条第1項の規定に基づき講じた法的措置の結果、当該支部会費滞納者の滞納期間が5事業年度となり、かつ、本支部が求める判決等が確定したとき又は仮執行宣言が付されたときは、速やかに強制執行の申立てを行うものとする。
- 2 支部長は、前条第1項に規定する法的措置又は前項に規定する申立てに関する手続に付した後において、当該支部会費滞納者が登録を抹消したとき又は税理士法人を解散したときは、その手続を取り止めることができる。

(6事業年度以上滞納への対応)

- 第7条の2** 支部長は、支部会費滞納者の滞納期間が6事業年度以上となる場合には、毎事業年度、第6条第1項に規定する法的措置を行い、本支部が求める判決等が確定したとき又は仮執行宣言が付されたときは、速やかに前条第1項に規定する強制執行の申立てを行うものとする。

(本会への通知)

- 第8条** 支部長は、第5条第1項に規定する督促を行ってもなお滞納支部会費の納付がない会員

について、幹事会の議を経て本会会則の規定による処分相当である旨を本会経理部長に支部会費滞納者に関する会則処分申立書（第4号様式）をもって通知する。

（本支部に所属しなくなった会員等への督促）

第9条 支部長は、本支部に所属しなくなった会員に滞納支部会費等があるときは、速やかに納付を督促する。

2 支部長は、死亡により登録を抹消した税理士会員に滞納支部会費等があるときは、その者の法定相続人に対して滞納支部会費等の納付を督促する。

3 支部長は、解散した税理士法人に滞納支部会費等があるときは、当該税理士法人の清算人に対して滞納支部会費等の納付を督促する。

（他の支部へ異動した会員への対応）

第9条の2 支部長は、本会の他の支部へ異動した会員に滞納支部会費等があるときは、その全額について、第6条第1項に規定する法的措置を行い、必要があるときは第7条第1項に規定する強制執行の申立てを速やかに行うものとする。

2 前項に規定する法的措置は、第6条第4項に規定する方法を行っている場合は、これによる。

3 支部長は、第1項に規定する会員から滞納支部会費等の納付があったときは、速やかに本会会長に報告するものとする。

4 第1項及び前項の場合において、支部長は、速やかにその旨を支部会費滞納者の支部異動に係る報告書（第5号様式）により異動後の支部へ報告するものとし、本会を通じて行う。

（他の税理士会の支部へ異動した会員への対応）

第9条の3 前条の規定は、他の税理士会の支部へ異動した場合について準用する。

（滞納支部会費等の整理）

第10条 支部長は、本支部に所属しなくなった会員であって、破産及びこれに準ずる状況にあることが判明した者の滞納支部会費等について、幹事会の承認を得て、その全額を消却することができる。

2 支部長は、2年以上の所在不明により登録を取り消された者の滞納支部会費等について、幹事会の承認を得て、その全額を消却することができる。

3 支部長は、第1項に規定するもののほか、次の各号に掲げる理由により、本支部に所属しなくなった者の滞納支部会費等の徴収が事実上困難であると認めたときは、幹事会の承認を得て、その全額を消却することができる。

1. 死亡により本支部に所属しなくなった者の法定相続人が支払いを拒絶している状況が1年以上経過したとき。

2. 病気又は資力がない等の理由により徴収が困難である状況が1年以上経過したとき。

3. 本会を退会した日から5年を経過しても滞納支部会費等の納付がないとき。

附 則

- 1 この細則は、平成 27 年 6 月 11 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日に始まる事業年度から適用する。
- 2 「武蔵野支部滞納支部会費整理規程（平成 21 年 12 月 18 日制定）」は、前項の施行の日をもって廃止する。ただし、同規程の廃止の日に現に存する滞納支部会費の取扱いについては、なお同規程の例による。

附 則

この改正規定（別紙様式）は、令和 2 年 5 月 14 日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 7 日）

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の 2、第 1 号様式、第 2 号様式、第 3 号様式及び第 4 号様式の改正規定は、令和 3 年 12 月 7 日から施行する。

附 則

この改正規定（第 5 号様式）は、令和 4 年 12 月 15 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 8 日）

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

支部会費滞納者の現況書

武蔵野支部
支部長

令和 年 月 日 現在

登録番号 法人番号	氏名又は名称	事務所の所在地	滞納期間 (事業年度)	滞納額	納付の意思		備考
					有	無	

(注)「備考」欄には、①納付が困難なときはその事情、②会費免除についての指導の有無、
③所在不明の場合はその旨又はその他の事情を具体的に記入してください。

支部会費滞納者に対する法的措置報告書

東京税理士会
会長 様

武蔵野支部
支部長

武蔵野支部滞納支部会費徴収整理細則第6条第3項の規定に基づき、下記のとおりご報告いたします。

記

令和 年 月 日 現在

登録番号 法人番号	氏名又は 名称	滞納期間 (事業年度)	滞納額	法的措置の内容及び顚末

支部会費滞納者に関する共同法的措置申請書

東京税理士会
会長 様

武蔵野支部
支部長

武蔵野支部滞納支部会費徴収整理細則第6条第4項の規定に基づき、法的措置を共同して行
いたく申請いたします。

記

令和 年 月 日 現在

登録番号 法人番号	氏名又は名称	事務所 の所在地	滞納期間 (事業年度)	滞納額	法的措置

支部会費滞納者に関する会則処分申立書

東京税理士会
経理部長 様

武蔵野支部
支部長

武蔵野支部滞納支部会費徴収整理細則第8条の規定に基づき、下記の者について本会会則の規定による処分相当であると思料いたしますので、下記の旨通知いたします。

記

令和 年 月 日 現在

登録番号 法人番号	氏名又は 名称	滞納期間 (事業年度)	滞納額	通知に至る経緯等

令和 年 月 日

支部会費滞納者の支部異動に係る報告書

東京税理士会
会長

様

武蔵野支部
支部長

武蔵野支部滞納支部会費徴収整理細則〔第9条の2第4項・第9条の3〕の規定に基づき、下記の旨報告いたします。ついては、〔異動後の本会支部・異動後の税理士会（異動後の税理士会支部）〕に本報告書を回付していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

□第9条の2第1項関係

令和 年 月 日 現在

登録番号 法人番号	氏名又は 名称	事務所の所在地	滞納期間 (事業年度)	滞納額	法的措置又は 強制執行の別	備 考
				滞納支部会費		
				未納支部会費		

□第9条の2第3項関係

令和 年 月 日 現在

登録番号 法人番号	氏名又は 名称	納付された滞納 支部会費等の額	充当する 事業年度	滞納支部会費 等の残額	滞納してい る事業年度	摘 要
				滞納支部会費		
				未納支部会費		
備 考						

※本報告書は異動後の税理士会（支部）に回付する。

- ・第9条の2の場合：本支部 → 本会 → 異動後の本会支部
- ・第9条の3の場合：本支部 → 本会 → 異動後の税理士会 → 異動後の税理士会支部